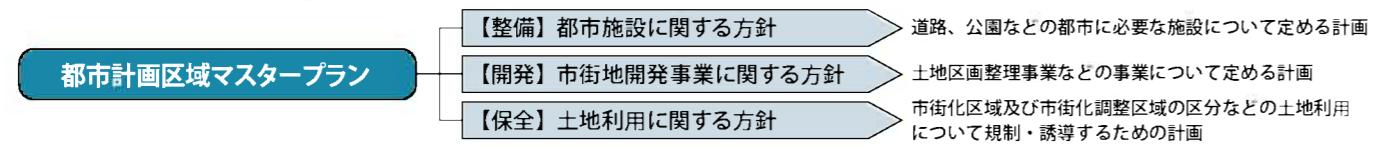


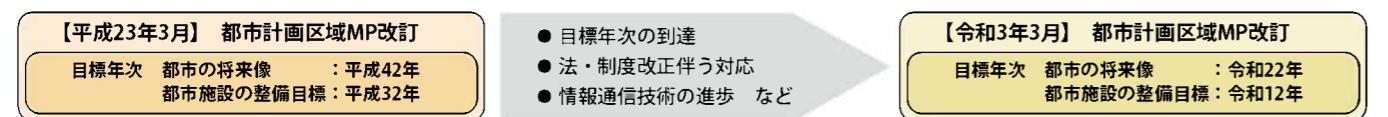
## 1 都市計画区域マスタープランの改訂

都市計画区域マスタープランとは、長期的な都市の将来像を明確にするため、都市計画区域における整備、開発及び保全の方針について定めるものです。

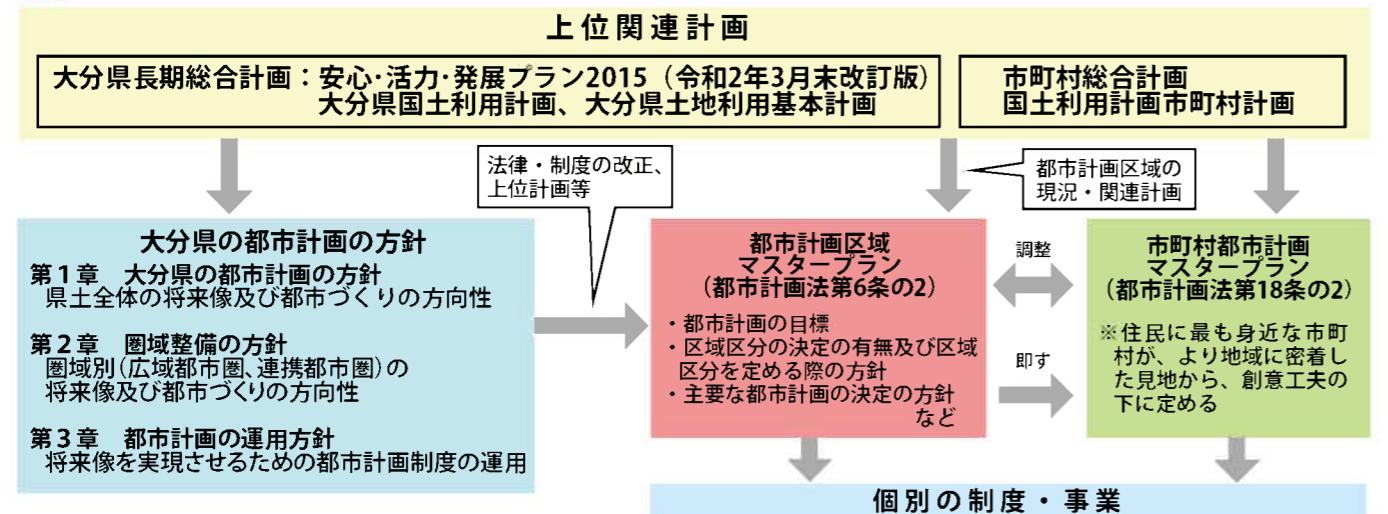


大分県では、平成16年3月に都市計画区域マスタープランを策定しましたが、都市施設の整備目標年次の到達、市町村合併等による変化を背景に、すべての都市計画区域マスタープランを見直し平成23年3月に改訂しました。その後、おおよそ10年後の目標年次に到達したことを受け、社会経済情勢の変化や新たな法・制度改正に伴って、令和3年3月に改訂する予定です。

今回の区域マスタープランは、令和2年を基準年として「都市の将来像」に関する目標年次を概ね20年後の令和22年、「都市施設の整備目標」等に関する目標年次は令和12年としています。



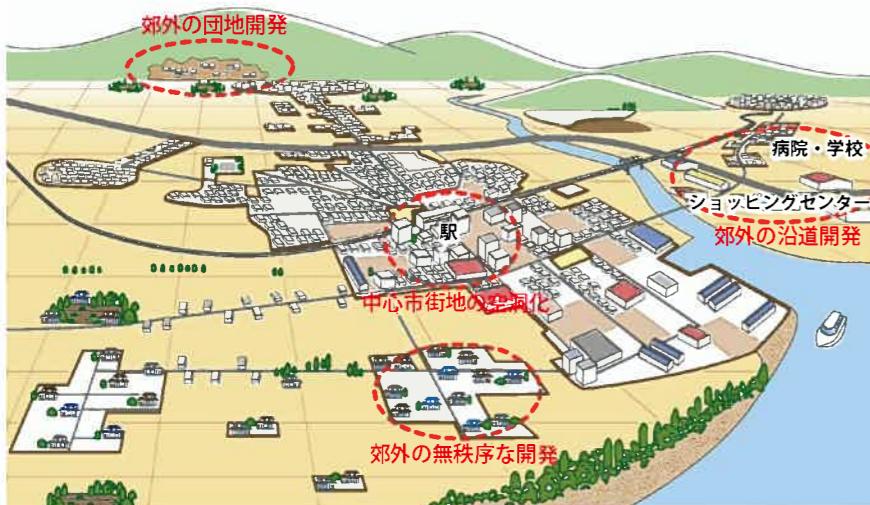
## 2 都市計画区域マスタープランの位置付けと役割



20年前の都市像

『拡散型』

- 車社会の進展により居住地、商業地、行政機関が郊外に拡散
- 郊外において無秩序な開発が進む一方、中心部が衰退
- 郊外への無秩序な開発で新規に都市基盤整備が必要となり、支出が増加



10年前の都市像

『集約型』

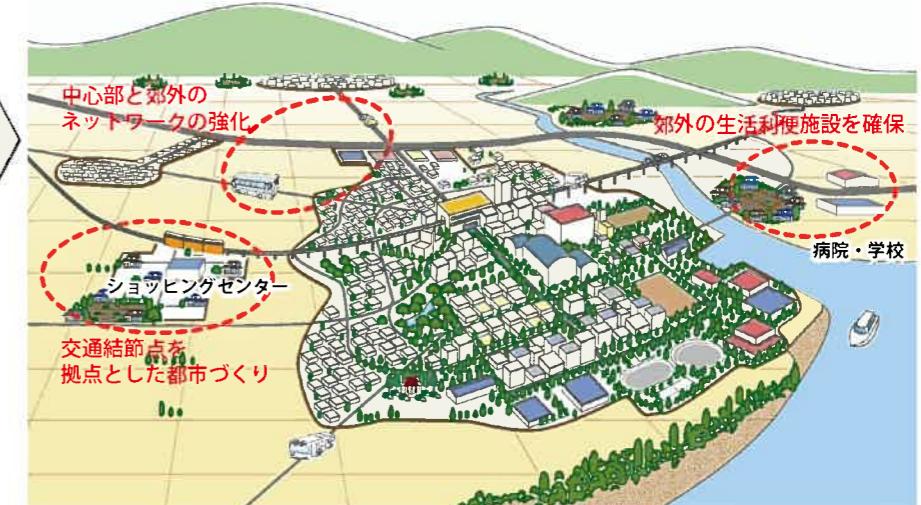
- 人口減少・高齢化社会に対応し、都市の中心部に都市機能を集積
- 基本的に郊外の開発を抑制するため、郊外の生活利便性は低下
- 集約型の都市像によって、都市の一極集中が懸念



これからの都市像

『コンパクト・プラス・ネットワーク型』

- 集約型の都市像に加えて、公共交通等によるネットワークを強化
- 郊外においても一定程度の生活利便施設を確保
- 交通結節点を拠点とした都市づくりの進展



## 3 本県の目指すべき将来の都市像

### 基本方向1 都市機能の集約と連携による持続可能な都市づくり 【都市構造】

- ▶都市機能等を中心部や生活拠点に集約し、市街地の拡大を抑制するとともに、誰もが必要なサービスを身近に享受することができる都市構造の実現を図ります。
- ▶拠点間や拠点と居住地域において、公共交通の確保・維持や新たな交通システムの導入等により、歩行者・自転車も安全で快適に移動できる都市づくりを目指します。
- ▶集約化を図るべき地域では土地利用の高度化などを図るとともに、集約化する地域の外側では公共サービスのあり方、農地や自然環境の再生を検討します。
- ▶すでに市街地を形成している地域においては、官・民が保有する様々な既存ストックの総合的な有効活用を図り、より効果的・効率的な都市づくりを進めます。

### 基本方向2 地域の魅力が向上し、人や仕事であふれる都市づくり 【地方創生】

- ▶既存企業の事業拡大や新規成長産業分野の企業の進出を支援するため、企業ニーズに的確に対応できる立地環境の整備を促進します。
- ▶観光地間のネットワーク強化や二次交通の整備による受入体制の整備促進など、観光客をもてなす都市づくりを促進します。
- ▶地域の個性や固有の魅力の向上を図り、活力と魅力にあふれ、暮らす人にも訪れる人にも快適な都市づくりを進めます。
- ▶県や市町がそれぞれの役割分担のもとで連携・協調して、地域活力や地域間競争力の向上を目指した都市づくりを進めます。

### 基本方向3 安全で安心して暮らせる都市づくり 【安全安心】

- ▶土地利用のあり方の検討や、増大する災害に対応した諸機能の分散配置やバックアップの整備など、総合的な災害対策と都市防災機能の強化を図ります。
- ▶災害に関する様々な防災情報を整理するとともに、事前復興等の取組にも活用します。
- ▶都市基盤の整備やバリアフリー、ユニバーサルデザイン化などにより、すべてのひとが安心・安全に住める都市づくりを進めます。

### 基本方向4 歴史・文化資源の保全と美しい景観形成を図り、自然環境と共生する魅力ある都市づくり 【環境】

- ▶地域特有の歴史・文化資源等を保全するとともに、景観形成や都市空間等の創出を図り、美しい県土を次世代に継承する都市づくりを進めます。
- ▶グリーンインフラなどの取組などを進めるとともに、自然景観を活かした市街地を形成するなど、自然と共生した都市づくりを推進します。

### 基本方向5 私たちの地域は私たちがつくる地域主体の都市づくり 【地域主体】

- ▶多様な主体が協働を推進しながら、民間主体のエリアマネジメント等を活用し、地域が自ら運営・調整・管理できる都市づくりを目指します。

《将来都市づくりのテーマ》

『地域の豊かな個性を繋ぎ自然と都市の幸が湧き出る、おんせん県おおいたの都市づくり』

## 4 挟間都市計画区域マスタープランの概要

### 都市づくりの基本理念

都市近郊にありながら貴重な自然環境が身近に存在することを踏まえ、農村風景や田園環境と調和した生活都市の形成を目指します。

### 基本方向1 都市機能の集約と連携による持続可能な都市づくり 【都市構造】

#### コンパクト・プラス・ネットワーク

- 向之原駅周辺や国道210号及び県道大分挾間線医大バイパス沿道に集積する大規模商業施設の周辺を中心拠点とします。
- 持続可能な都市づくりに向けて、向之原駅周辺等の中心拠点等へ、行政、医療・介護、福祉、商業等の都市機能や居住の集約化を促し、郊外部への市街地の拡大を抑制することにより、コンパクト・プラス・ネットワークの実現を目指します。

#### 公共交通

- 向之原駅では駅前広場の整備を検討し、駅の交通結節機能の強化により公共交通機関の利用促進を図ります。また、異なる交通モードの乗り継ぎの円滑化、それに伴う公共交通機関の利用促進を図ります。
- 情報通信技術を活用した交通需要マネジメントや新たな公共交通システムの導入について、関係機関と連携して検討を進めます。



県道大分挾間線医大バイパス

#### 道路

- 特に優先的に整備、事業化する路線は、2路線あります。（医大バイパス線、駅前古野線）
- 長期間整備が進められていない医大バイパス線、駅前古野線、大橋赤野線については、計画の見直しを検討します。

#### 土地利用

- 中心市街地では、土地利用の高度化や既存ストックの有効活用を図るとともに、公共施設や各種施設の集約及び立地促進に努めます。また、空き家などの多様な活用を推進します。

### 基本方向2 地域の魅力が向上し人や仕事であふれる都市づくり 【地方創生】

#### 観光振興・インバウンド対応

- 別府市やくじゅう・阿蘇方面との観光機能の連携強化を図ります。

#### 企業誘致・産業振興

- 大分川沿いの鶴田地区、鬼崎地区を産業機能集積拠点とします。
- 鶴田地区、鬼崎地区など大分川沿いに工業地を配置し、既存工場の維持と機能向上に努めます。また、工業跡地の有効活用など、企業ニーズに対応した立地環境の整備を進めます。



鶴田地区的産業機能集積拠点

#### 市街地開発

- 用途地域内において都市基盤が不十分で未用地が介在している地区については、居住を誘導するに相応しい地域であれば、計画的に良好な居住環境の維持・形成のための手法を検討します。

### 基本方向3

### 安全で安心して暮らせる都市づくり

### 【安全安心】

#### 防災

- 大分川は、特に優先的に整備を進めます。
- 緊急輸送道路など、災害時にその機能の維持が必要な道路については、防災対策を推進します。
- 可能な限り災害リスクの低い区域へ居住や都市機能を誘導し、一方で災害リスクの高い区域については土地利用規制等を検討するなど、適切な土地利用を図りつつ都市の防災性向上に努めます。



挟間地域防災訓練の様子

#### バリアフリー・ユニバーサルデザイン

- 日常生活に密着した生活道路の整備やネットワーク化により利便性、安全性の向上を図るとともに、バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した歩行空間・自転車通行空間の整備に努めます。

### 基本方向4 歴史・文化資源の保全と美しい景観形成を図り、自然環境と共生する魅力ある都市づくり

### 【環境】

#### 景観・自然環境

- 由布川峡谷につながる丘陵地は、身近で良好な自然景観を有しており、自然志向も高まっていることから、レクリエーションの場として保全・活用を図ります。
- 由布川峡谷に連なる丘陵地や県道大分挾間線医大バイパス北側に広がる帯状の崖線緑地については、風致地区などの指定を検討し、良好な樹林地の維持存続に努めます。



由布川峡谷での河川環境学習の様子

#### 公園

- 必要に応じて都市基幹公園の配置・整備を図り、主要な公園の整備とともに、必要性・優先性に乏しくなった都市計画公園の見直しについて検討します。
- 公募設置管理制度（Park-PFI）の活用等により、民間の資金、技術、経験などを活かした魅力ある公園づくりについて検討します。

#### 農地

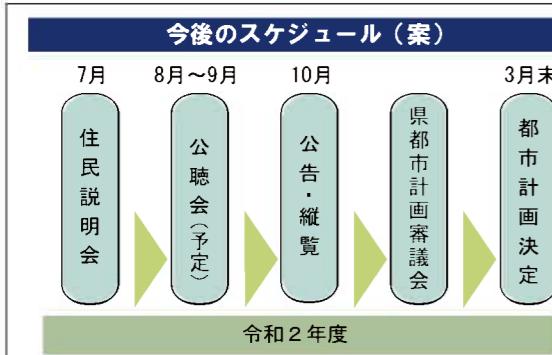
- 市街地周辺の優良な農地の保全に努めます。
- 三船地区及び来鉢地区は、良好な農業集落の維持・保全によりゆとりある集落形成に努めます。
- 市街地内の農地を景観・環境・交流等の機能を持つ身近にふれることができる緑地として、必要に応じて保全に努めます。

### 基本方向5 私たちの地域は私たちがつくる地域主体の都市づくり

### 【地域主体】

#### 官民連携のまちづくり

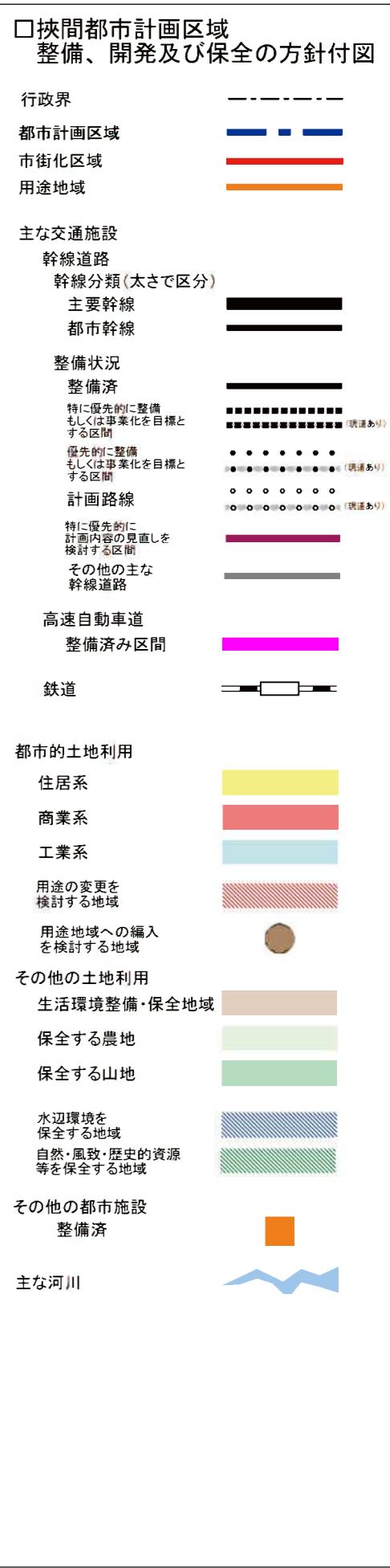
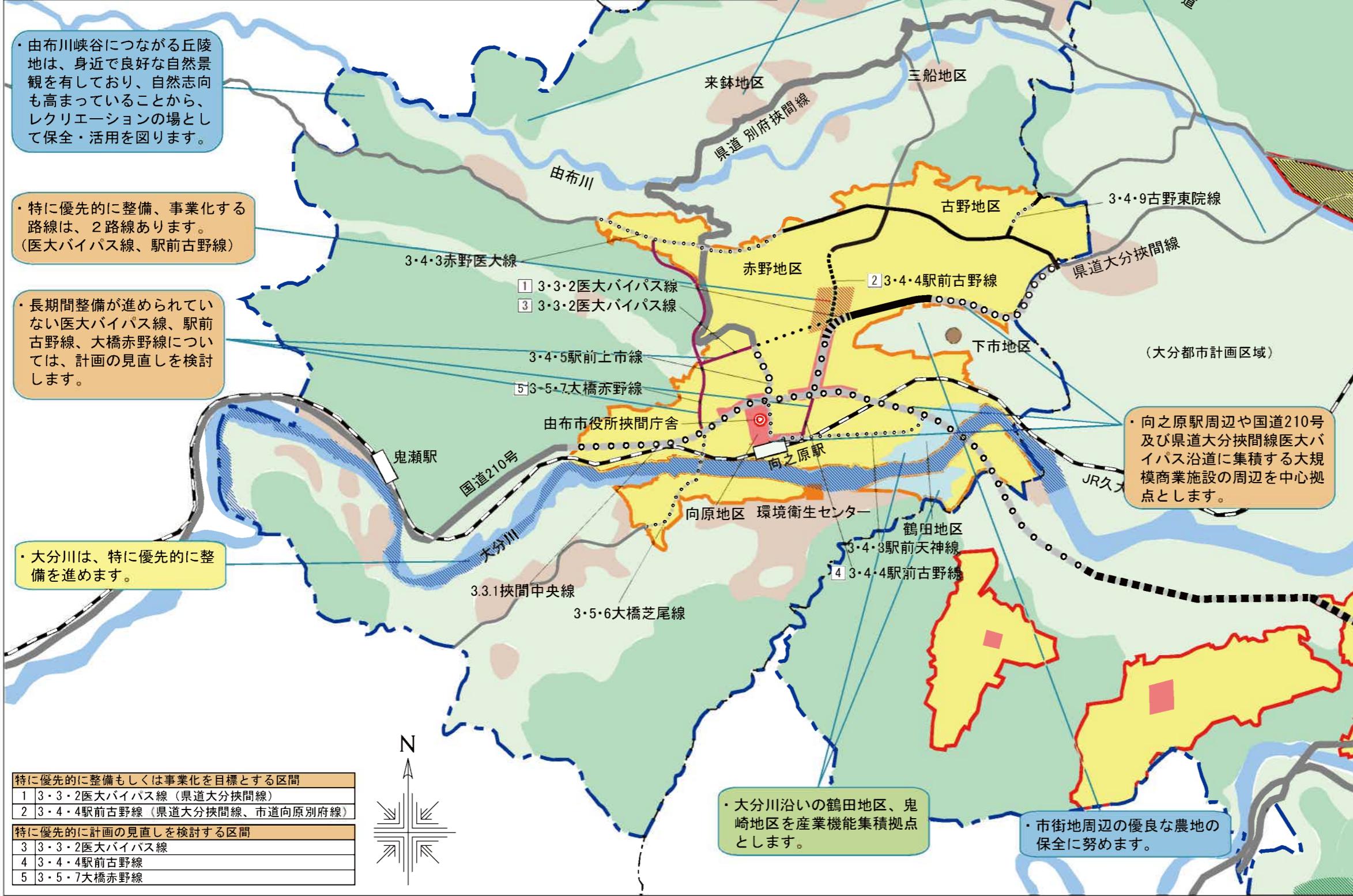
- 計画内容とその進捗状況については、県・市・住民による「都市（まち）づくり懇談会」等において定期的に意見交換を行い、継続的に計画内容を改善していきます。
- 行政主体のまちづくりからの転換を図り、様々な主体が主役となり、自分達の地域の資源を活用し、地域の価値を高めるエリアマネジメントを推進します。



**都市計画区域マスタークリエーションに関する連絡先**

大分県土木建築部 都市・まちづくり推進課 都市計画班  
〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号  
Tel 097-506-4659（直通）  
Fax 097-506-1778  
電子メール: a17500@pref.oita.lg.jp  
ホームページ: <http://www.pref.oita.jp/site/master-plan/masterplan.html>

由布市 都市景観推進課  
〒879-5498 由布市庄内町柿原302番地  
由布市役所庄内庁舎  
Tel 097-582-1111  
Fax 097-582-1359  
ホームページ: <http://www.city.yufu.oita.jp/biz/tosikeikakukenkan/>



500m 0 500 1000 1500 ※道路は原則として幅員8m以上の幹線道路で、表中の（ ）内は道路法上の路線名を標示している。公園は原則として総合公園、運動公園など都市基幹公園を標示している。